

I. 計画の基本的考え方

1. 計画の策定に当たって

(1) 策定の趣旨

日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等を規定しており、男女が互いに人権を尊重し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。

しかし、これを阻むものとして、様々な暴力の存在があります。あらゆる暴力は個人の人権の侵害であり、決して許されるべきものではありません。

特に、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス※(以下「DV」という。))は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景となり、多くの場合、女性が被害者となっています。

DVは、外部からその発見が困難であるため、潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、暴力を繰り返し受ける中で、自身の意識、行動、考え方をコントロールされ、徐々に生きる力や人間の尊厳を奪われていきます。

こうした状況を断ち切り、DVを許さない社会を実現することは、人権の擁護と男女共同参画社会を実現する上で、最優先で取り組むべき課題です。

※ ドメスティック・バイオレンス (DV)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)第1条では、「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」と定義されています。

DV防止法は、DV被害者本人やDV被害者の支援を長く行ってきた人の声と、女性運動のうねりが実を結び、平成13年4月に制定されました。保護命令^{※1}制度が創設され、国及び地方公共団体は配偶者からの暴力の防止、被害者保護の責務を有することとされました。また、それまでDV被害女性に対する相談・援助において大きな役割を果たしていた婦人相談所に配偶者暴力相談支援センター^{※2}としての機能を果たすようにする旨が規定されました。

DV防止法の制定当時、保護命令の対象は、配偶者からの身体に対する不当な攻撃であって身体に危害を及ぼすものと規定されていましたが、実際には、配偶者間に限らず、恋人や交際相手からの暴力や、離婚した元配偶者から引き継ぎ暴力を受けるケースも多く見受けられました。

※1 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令です。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型があります。(DV防止法第10条)

なお、配偶者である相手方が違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。(DV防止法第29条)

※2 配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）

DV被害者支援のための拠点として、都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、相談、一時保護、自立して生活することを促進するための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等の機能を果たします。(DV防止法第3条第1項)

また、平成19年7月に改正されたDV防止法により、市町村も、適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが、市町村の努力義務となりました。(DV防止法第3条第2項)

また、仮に暴力を受けた被害者に保護命令が発令されたとしても、加害者が、被害者の同伴する子どもに近づくことで、被害者の安全が脅かされるというケースも見受けられ、DV被害者への支援に取り組む中で、保護命令の対象となる暴力や対象者について再度検討する必要性や、被害者本人とその同伴する子どもの安全をどのように確保していくかが課題となるなどの現状も見えてきました。

こうしたDV防止法を施行していく中で明らかになった課題を受け、平成 16 年 6 月にDV防止法が改正されたのです。

身体への暴力だけではなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も「DV」とされ、「DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。」と位置づけるなど、DVの定義が拡大されたほか、「被害者の子への接近禁止命令」、「退去命令の期間の拡大」、「退去命令の再度の申立て」など、DVを防止するための方策の強化が図られました。

また、DVの防止及び被害者の保護のための施策について、国の基本方針の策定及び都道府県における基本計画の策定が義務づけられるとともに、DVの防止、被害者の保護に加え、被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明示されました。

一方、DVは、決して身体的暴力ばかりとは限りません。高圧的な言動によって相手を威嚇したり、「誰のおかげで食わせてもらっているんだ」「お前はだめだ」というような言葉を繰り返したり、逆に何を言っても無視するというような精神的暴力や相手が嫌がるのに性行為を強要したり、わいせつな文書や写真を見せるといった性的暴力が行われる場合もあります。

しかし、こうしたDVに対する社会の理解は、依然として十分ではなく、夫婦間のこと、家庭内のこととして矮小化される傾向にありました。そして、被害者自身も「自分さえ我慢すれば」と忍従を重ねたり、誰にも相談できず、あるいは相談するところも分からないまま、一人で苦しんでいる状態にありました。

DV防止法の見直しが議論される中でも、いわゆる精神的暴力、性的暴力を受けている場合にも、接近禁止や退去の命令を申し立てることができるようにして

ほしいという多くの要望が寄せられました。

このような被害者の状況に鑑み、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策をさらに推進するため、平成 19 年 7 月に 2 回目のDV防止法の改正が行われました。

この改正では、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれがある大きい場合や、被害者の親族等も保護命令の対象となるなど、さらに保護命令制度の拡充が図られるとともに、市町村は、基本計画を策定し、配偶者暴力相談支援センター業務を実施することが努力義務とされました。

このたび、千葉県では、平成 18 年 3 月に策定した基本計画の計画期間である 3 年が終了するに当たり、改正されたDV防止法及び国の基本方針を踏まえて、第 2 次計画を策定することといたしました。

計画の策定に当たっては、これまでの施策の実施状況を検証するとともに、DV被害者やDV被害者支援活動を行う民間支援団体等の意見を聴き、その中で浮かび上がった現状と課題に対応するため、今後必要な取組を盛り込みました。

DVをはじめ児童虐待・高齢者虐待、学校におけるいじめや職場におけるセクハラ、パワハラなどの人権侵害は、社会全体のひずみに根源があるものです。

これらを防止し、被害者を保護、支援していくためには、法的な枠組みだけでは、まだまだ解決されない課題が山積みしています。国と県、市町村、そして地域が一体となって取り組むことが必要です。

今後は、次世代へと続いていく暴力の連鎖を断ち切り、誰もが安心して生き生きと暮らせる暴力のない社会の実現に向けた取組を一層強化してまいります。

(2) 千葉県の取組

千葉県では、DV防止法の本格施行に先立ち、平成13年7月、DVや児童虐待など、家庭等における弱い立場の者に対する暴力の防止及び被害者の速やかな保護を図るため、関係する機関・団体により構成する「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」を設置し、問題に対する情報の共有化と相互の連携を図る体制づくりに着手いたしました。

さらに、同年11月には、DV被害者に寄り添いながら進める重要な施策として、相談、一時保護、生活再建支援を掲げ、婦人相談所における24時間・年中無休の電話相談や一時保護室の拡充を行いました。

そして、DV防止法が本格施行された平成14年4月1日、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとして婦人相談所を改組した千葉県女性サポートセンターを開設するとともに、地域における配偶者暴力相談支援センターとして女性センター(平成18年3月廃止・同年8月からちば県民共生センター及び同センター東葛飾センターを設置)を指定しました。また、平成16年6月からは、各健康福祉センターを指定し、DV防止法の範囲に拘らずDV被害者への支援を幅広く行うとともに、市町村や関係機関に対し協力を求めてきました。

一方、DV防止法制定までの施策を発展させるための課題と取組の方向を内容とする提言「ドメスティック・バイオレンスに係る総合的対策について」が、平成15年9月に千葉県男女共同参画推進懇話会から出され、この提言に基づき、県としてDVの根絶とDV被害者の支援に積極的に取り組むこととし、関係機関や民間支援団体との連携・協働のもとに、様々な施策を展開してきました。

また、平成16年6月のDV防止法の改正により、都道府県における基本計画の策定が義務づけられたことを受け、平成17年4月、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(仮称)策定検討委員会」を立ち上げて、DV被害者や支援者の声を聴きながら、本県で初めての「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」が平成18年3月に策定されたのです。

さらに、この基本計画を円滑に推進していくため、平成18年8月に「千葉県DV

防止・被害者支援基本計画管理委員会」を設置し、取組の方向に沿った施策の実施状況について、年度毎に検証を行うとともに、今回の計画の見直しに向けての検討を行いました。

（３）計画策定の視点

計画の策定に当たっては、いろいろな角度からDV対策の現状を確認し、これまでの施策を検証するため、DV被害者への聞き取り調査や民間支援団体との意見交換、インターネットアンケートによるDVに対する県民意識についての調査などを行いました。

また、千葉県DV防止・被害者支援基本計画管理委員会に諮りながら、取組が十分でないものや解決すべき問題点を整理し、以下の３つの視点に基づき、計画づくりを進めました。

今後は、この計画に基づき、市町村や関係機関と連携を図りながら、DVの防止、被害者の保護と生活再建に向け、取組を進めていきます。

①基本目標の整理（『安全で安心できる支援体制の整備』の追加）

これまでの３つの基本目標に、被害者支援の中で重要な役割である「相談・一時保護」を明確な目標として新たに加え、「安全で安心できる支援体制の整備」とし、配偶者暴力相談支援センターの機能強化、被害者の安全の確保等に向けた取組を充実させます。

②生活再建支援の充実

被害者が暴力の危険から解放され、安心して生活できるよう住居の確保、就業の支援、同伴児への支援等、生活再建に向けた支援の充実を図ります。

③DV防止法の改正

平成19年7月のDV防止法の改正により、市町村による取組が強化されたことを受け、市町村における基本計画の策定促進、配偶者暴力相談支援センターの設置促進等を図ります。

2. 計画の性格

- ▶ DV防止法第2条の3第1項の規定及び国の基本方針に基づく基本計画とします。
- ▶ 基本計画では、課題の克服に向けた取組の方向を示します。
- ▶ 千葉県男女共同参画計画(第2次)[※]との整合性を図った計画とします。

3. 計画の期間

計画の期間は平成21年度から3年間とします。

ただし、DV防止法が改正された場合及び国の基本方針が見直された場合、また被害者をはじめ当事者の声などにより新たに盛り込むべき事項が発生した場合は、必要に応じて見直すこととします。

4. 基本理念

日本国憲法では、個人の尊厳と法の下での平等を規定しており、あらゆる暴力は個人の人権の侵害であり、男女平等の実現を阻むものです。

このことから、DVのほか、高齢者や障害者、子どもへ向けられた暴力、性暴力、人身取引なども含め、「暴力を許さない社会の実現」は最優先すべき行政課題の一つであり、基本計画では「**暴力を許さない社会の実現**」を基本理念とします。

※ 千葉県男女共同参画計画(第2次)

少子高齢化の進展や厳しい経済情勢さらには県民一人ひとりの価値観が多様化する中で男女共同参画社会の実現を目指して、千葉県の男女共同参画施策を体系的・総合的に推進するため、第1次の男女共同参画計画に続き、平成18年12月に策定した法定計画です。

20年後の男女共同参画社会の実現を目指し、4つの目標・10の課題・29の基本的な施策の方向を定めています。

5. 留意点

- 暴力を受けた被害者が本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに、施策の決定や個別の事案の対応に当たっては、DV被害者の声を反映し、DV被害者の視点から進めることが重要です。
- 県がこれまで関係機関と作り上げてきたネットワークを活用しながら、市町村や民間支援団体等がそれぞれの役割を発揮し、連携を図っていくことが重要です。

6. 基本目標

千葉県におけるDV防止及び被害者支援のための施策を実施するにあたり、次のとおり基本目標を定めます。

(1) DVを許さない社会づくり

県民一人ひとりが「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことを認識し、DVに関する正しい理解を深めるための広報・啓発の充実を図ります。

(2) 安全で安心できる支援体制の整備

被害者が安心して相談することができ、緊急の場合には迅速かつ確実に避難し、必要な支援を受けることができる体制の充実を図ります。

(3) 一人ひとりの人権と選択が尊重される支援

どのような選択をしようとも、暴力の危険から解放され、安心して生活できるよう住居の確保、就業の支援、同伴児への支援等、関係機関と連携しながら、DV被害者自らの意思に基づいた生活再建のための支援を行います。

(4) すべての人が、いつでも、どこでも、必要な支援を途切れなく受けることができる連携体制の整備

DV被害者に寄り添い、本人の意思を尊重した適切な支援を行うためには関係機関、民間支援団体との連携が不可欠であり、一層の連携の強化を図ります。